

松江市美保関公民館施設設備使用規程

(趣旨)

第1条 松江市美保関公民館（以下「公民館」という。）の施設、設備の使用については、松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例（平成18年松江市条例第39号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(使用許可)

第2条 公民館を使用しようとする者は、公民館使用許可願書に所定の事項を記入して提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により、使用許可願書の提出が遅れる場合は、口頭等により申し出るものとする。

2 使用を許可したときは、公民館使用許可書又は口頭をもって通知するものとする。

3 使用許可後に使用を中止する者は、速やかにその旨を申し出るものとする。

(開館時間)

第3条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、館長が必要と認めるときは、変更することができる。

(使用方法)

第4条 公民館を使用するとき、会場責任者は使用に関し必要な指示を受けなければならない。

2 職員の勤務時間外に公民館を使用するときは、管理人の許可を得て入館し、使用後はその旨を管理人に報告するものとする。会場の準備、設営は使用者が行うものとする。

3 施設、設備、備品（茶器、湯沸し器、扇風機、ストーブその他の器具を含む。）の使用後は、時間内に清掃して所定の場所に整頓、返納するものとする。

(施設、設備等の取扱い)

第5条 施設、設備、備品の使用に当たっては、その取扱いに十分注意し、毀損しないように務めなければならない。万一あやまって破損又は損傷したときは、館長に届け出て指示を受けるものとする。

(火災及び盗難予防)

第6条 会場責任者は、施設、設備、備品の使用を終了したときは、火気及び戸締りに注意し、異常の有無を確認し、火災、盗難の予防に万全を期さなければならない。

(使用料等)

第7条 公民館の使用料は無料とする。ただし、光熱水費その他の実費は、別表第1及び別表第2に定める額を使用者の負担とする。

2 公民館運営協議会が必要と認めるときは、別表第1の光熱水費を減免することができる。別表第1の冷房料、暖房料及び別表第2に掲げる使用料の額は、使用者の負担とする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。（平成31年1月 減免規定の改正）

この規定は、令和3年4月1日から施行する。（令和2年12月 冷暖房料の改正）

この規定は、令和4年4月1日から施行する。（令和4年3月 和室第1・第2の区分の改正）

別表第 1（第 7 条第 1 項関係）

名 称	光熱水費（時間）	冷房料（1 時間）	暖房料（1 時間）
大 会 議 室	4 0 0 円	4 0 0 円	8 0 0 円
和 室	1 0 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
研 修 室	1 0 0 円	1 5 0 円	3 5 0 円
調 理 実 習 室	1 0 0 円	1 5 0 円	3 5 0 円
図 書 室	1 0 0 円	1 5 0 円	3 5 0 円

別表第 2（第 7 条第 1 項関係）

名 称	単 位	使用料	備 考
調理実習施設	一式・回	5 0 0 円	調理台及びガス器具
ロータリーヒーター	1 台・時間	1 5 0 円	
ファンヒーター	1 台・時間	1 0 0 円	
ストーブ	1 台・時間	5 0 円	

公民館運営協議会が認める減免団体等（第 7 条第 2 項関係）

減免の種類	利用団体等
免 除	松江市
	美保関町自治会連合会
	美保関体育協会
	美保関小学校、美保関中学校、小中学校 PTA
	美保関地域の社会教育団体及び社会福祉団体 （公民館連絡協議会、連合婦人会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、青少年育成団体等）
	美保関地域の小中学生の活動

※美保関公民館事業は公民館が負担する。